

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機（452）」

2. 日時：平成28年10月3日 10時30分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、岡本安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、大塚係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他13名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」における、区分分離の考え方について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 間接関連系についても区分分離の基本原則に基づき設計されていることを説明すること。
- パイプホイップの対策を行う対象を高エネルギー配管に限定していることの妥当性について説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 区分分離の基本原則について